

「学生向け 労働法制セミナー」の 実施について

高校生や専修学校等の学生にも積極展開！
アルバイトのトラブル防止等にも対応！
「まんが 知って役立つ労働法Q&A」の活用！

就職前やアルバイトをしている学生等を対象に、働く際のルールを説明します

中学、高校、大学等の学生を対象に出張セミナーを行います

簡単なスライドやマンガ等を使って、わかりやすく説明します

～ 就職前・アルバイト中の学生への労働関係法令周知に注力 ～

大阪労働局では、これから就職する若者等に対し労働法制の基礎知識を周知し、労働トラブルを未然に防ぐ取組を平成24年9月より行っております。

セミナーの内容は、賃金、労働時間、有給休暇など基本的な労働条件の枠組みから、必要に応じ、職場におけるパワーハラスメント・セクシュアルハラスメント問題、仕事と家庭の両立のための支援制度、18歳未満の年少者についての特別な保護制度等にも対応しています。

大阪労働局では、大学生や専修学校等の学生はもちろん、高校生や中学生に対しても労働法制セミナーを積極的に実施していくこととしています。

詳細・申込用紙等は大阪労働局ホームページに記載しています

(http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/mokuteki_naiyou/info/_121540.htm)



立命館大学で開催！！

～大阪いばらきキャンパス内（大阪府茨木市岩倉町2-150）～

○日 時 平成29年4月20日（木）

16時20分～17時50分

○講 師 大阪労働局長 苧谷 秀信（おたに ひでのぶ）

○標 題 知って役立つ労働法Q&A ほか

○内 容 就業規則、最低賃金、労働時間、残業、有給休暇、
解雇等の基本的な労働条件ルールについて

○人 数 約200名（予定）

教員の皆様、就職支援担当の皆様へ

知って得する

高校生向け 労働関係法令 セミナー

働く前に知っておきたい！ 労働法のあれこれ



授業の1コマや、就職支援活動の一環でご利用ください！

電話でチェック！

大阪労働局雇用環境・均等部企画課

TEL : 06-6949-6505

FAX : 06-6946-6465

Webでチェック！

大阪労働局 労働法制セミナー

検索

労働法Q & Aまんがをチェック！

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mangaroudouhou/>



厚生労働省 大阪労働局

学生に労働法を学んでもらう理由

若者の「使い捨て」が疑われる企業、過労死、雇止め、サービス残業等々・・・、様々な労働問題がニュースを賑わす現代の日本社会、“労働法を知っている”ということは、

= 自分自身を守るための武器 となります。

大阪労働局は、労働トラブルの防止を目的とした労働法を周知するセミナーを開催しております。

労働関係法令セミナーの内容

- “働く”とはどういうことか
- 労働法（労働基準法）がなぜ必要か
- 職場で良くある労働問題と解決するための基本的なルールについて
- 質疑応答、相談等

【講演方法】

簡単なスライドとマンガを使用して講演します。
ご要望に応じて、セミナー後に個別の相談会を設けることも可能です。

【 時間 】

30分～90分程度（要望に合わせて変更します。）



セミナー実施実績・受講者の声

【実施実績】

平成28年度に実施したセミナーの受講者総数 **1,539 名**

就職前に労働関係法令を学ぶ重要性が認知され、年々、授業等に取り入れる学校が増加しています。

【受講者の声】

本セミナーを受講していただいた学生からアンケートを実施した結果、以下のような意見を頂きました。

「学校では詳しく教わらない働くときのルールについて、就職前に学べて良かった」
「勉強に支障が出ないよう、アルバイト先を選ぶときに参考にしたい」

申し込み方法

大阪労働局HPトップページ ⇒ 目的や内容でさがす【労働局から皆様へ】

⇒ 【労働法制セミナー】 ⇒ 【学生向け労働法制セミナーの講師を派遣します】

(http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/mokuteki_naiyou/info/121540.html)

【インターネットでの申し込み】 登録フォームからお申し込みください。

【FAXでの申し込み】 「講師派遣申込書」に所要事項を記載のうえ、FAXしてください。

(FAX番号：06-6946-6465)





労

働

法

制

セ

ミ

ナ

ー

社会の厳しさ 知る前に。



大阪労働局は

大学・短期大学・専修学校等の学生の皆様に、就職後により良い労働環境で働いてもらうため、労働法制を周知する活動をしています。

【概要】

大阪労働局から講師を派遣し、労働法制について基本的な知識を学ぶセミナー(30分～90分程度を予定)を実施いたします。**授業の1コマ**や**就職支援活動**にご活用ください。

【問合せ先】

厚生労働省大阪労働局雇用環境・均等部企画課 TEL：06-6949-6505 FAX：06-6946-6465

【詳細・申込みについて】

大阪労働局ホームページをご参照ください ⇒⇒⇒

大阪労働局 労働法制セミナー

検索

学生に労働法を 学んでもらう理由

若者の「使い捨て」が疑われる企業、過労死、雇止め、サービス残業等々・・・、様々な労働問題がニュースを賑わす日本社会、“労働法を知っている”ということは、

= 自分自身を守るための武器 となります。

大阪労働局は、労働トラブルの防止を目的とした労働法を周知するセミナーを開催しています。

- 労働法（労働基準法、最低賃金法等）とは
- 賃金、労働時間、有給休暇、解雇等の基本的な労働条件ルールについて
- パワハラ・セクハラ問題等について

【講演方法】

簡単なスライドや漫画等資料を使用して講演します。
ご要望に応じて、セミナー後に質疑応答時間や相談コーナーを設けることも可能です。

【 時間 】

30分～90分程度（要望に合わせて変更します。）

労働法制 セミナーの内容



セミナー実施実績 受講者の声

【実施実績】

平成28年度実施の府内の大学等は **27** 校、受講者総数 **2,173** 名

就職前に労働法を学ぶ重要性が認知され、年々、授業等に取り入れる学校が増加しています。

【受講者の声】

本セミナーを受講していただいた学生からアンケートを実施した結果、以下のような意見を頂きました。

- ・ 労働法は難しいイメージでしたが、理解することができました。
- ・ 法律を知って、自分の権利を守り、自分のことを守ることは大事だと思いました。

申し込み方法

大阪労働局HPトップページ ⇒ 目的や内容でさがす【労働局から皆様へ】

⇒ 【労働法制セミナー】 ⇒ 【学生向け労働法制セミナーの講師を派遣します】

(http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/mokuteki_naiyou/info/121540.html)

【インターネットでの申し込み】 登録フォームからお申し込みください。

【FAXでの申し込み】 「講師派遣申込書」に所要事項を記載のうえ、FAXしてください。

(FAX番号：06-6946-6465)



厚生労働省 大阪労働局

高校生に対するアルバイトに関する意識等調査の結果

厚生労働省は、高校生アルバイトを巡る労働条件や学業への影響等の現状及び課題を把握し、適切な対策を講じる参考とするため、平成27年12月から平成28年2月にかけて、高校生に対し、アルバイトに関する意識等調査を行いました。

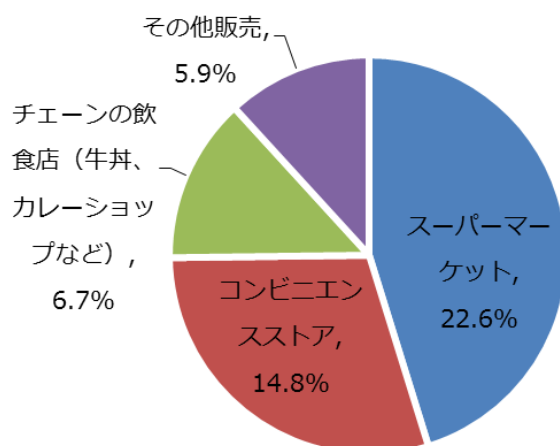
調査目的：高校生がアルバイトをする際、事業主の労働基準法違反等により不利益を被ったり、学業に支障を来したりといったことから、高校生のアルバイトの現状や課題等を把握し、厚生労働省として適切な対策を講じるための参考とするため。

調査方法：厚生労働省委託事業において開催した労働法セミナーに参加した高校生4,016人のうち、アルバイト経験があると回答した1,854人について集計、分析を実施。

調査期間：平成27年12月から平成28年2月まで

1 業種等

対象者1,854人が経験したアルバイトの業種の割合は、右グラフの通りでした。（高校生になじみのある求人情報誌等で使われている業種等から代表的なものを選定した中からアンケートを実施。「その他の販売」の中で回答が多かったのは、ホームセンターやドラッグストアなど）



2 アルバイトを始めた時期

対象者1,854人のうち、高校1年生の夏休みまでにアルバイトを始めたと回答したものが、38.1%ありました。

3 労働条件の明示

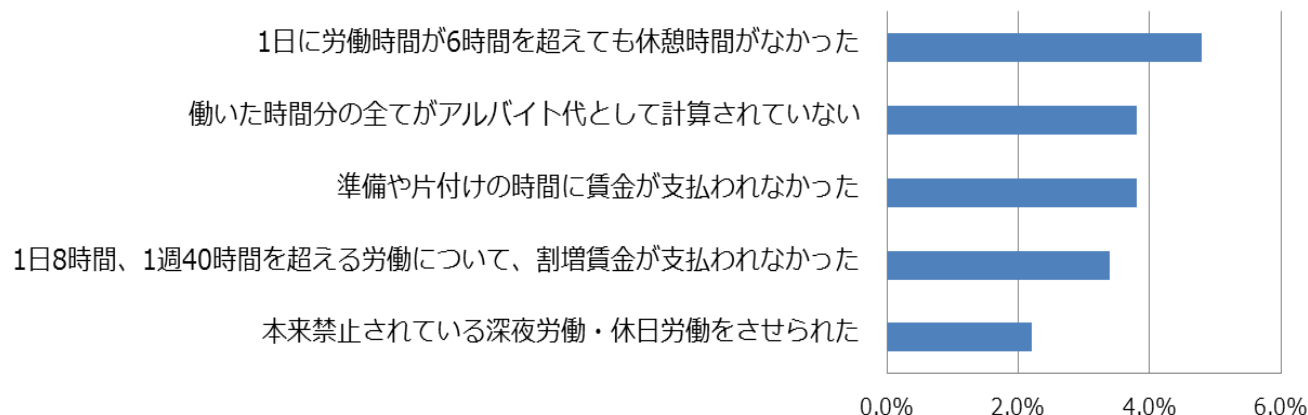
対象者1,854人のうち、労働条件を示した書面を交付されていないものが60.0%あり、そのうち働く前に口頭ですら具体的な説明がなかったものが全体の18.0%ありました。

※ 労働基準法第15条において、使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して、賃金、労働時間その他の労働条件（労働契約の期間に関する事項、就業の場所及び従事すべき業務に関する事項、所定労働時間を超える労働の有無に関する事項など）を書面により明示しなければならないとされています。

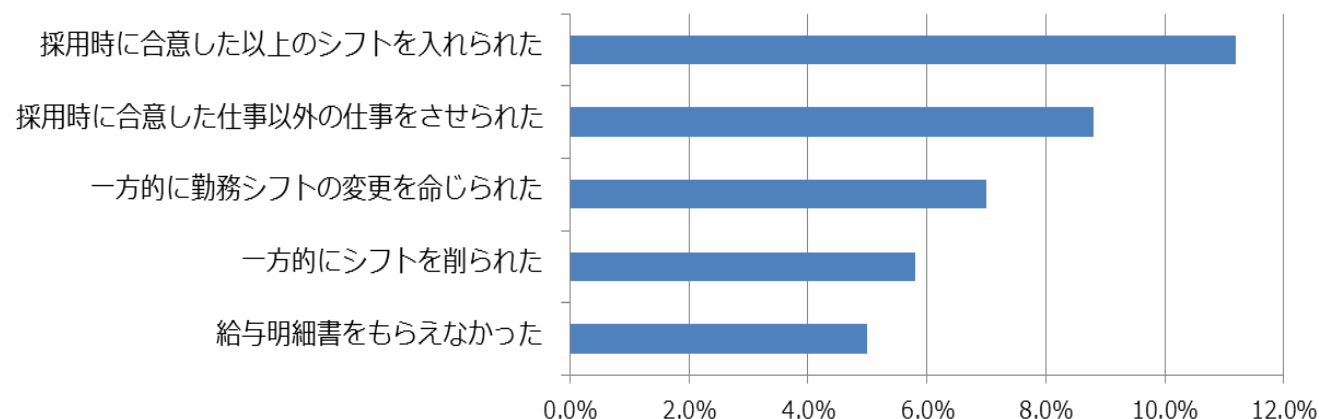
4 労働条件に関するトラブル

対象者1,854人のうち32.6%に何らかの労働条件上のトラブルがあったと回答しています。これを労働基準関係法令違反のおそれがあるものと、その他労使間のトラブルと考えられるものに分け、それぞれの主なものをあげると以下のとおりでした。

<労働基準関係法令違反のおそれがあるもの>



<その他労使間のトラブルと考えられるもの>



5 法定労働条件等の認識

対象者1,854人のうち、法定労働条件等で認識が低かったものは、いわゆる36協定の締結・届出（5.8%）で、労働基準監督署に相談が可能であること（7.9%）、解雇予告（10.1%）、減給制裁の制限（15.2%）となっています。

一方、認識が高かったのは、年少者の時間外労働や深夜労働の禁止（45.5%）、最低賃金の支払い（42.1%）、休憩時間の付与（36.8%）、賃金の支払い（34.2%）となっています。

6 アルバイトと勉強の両立についての高校生の意見（自由記載）

主な意見

- ・ テストの準備期間やテスト期間には休ませて欲しい
- ・ もう少しシフトの設定を柔軟にして欲しい
- ・ 労働条件の確かなアルバイトを選んだり、自分で計画的にシフトを希望したり働き過ぎないようにすべき
- ・ あらかじめテスト期間やシフトの希望を使用者側にハッキリと伝える

大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査の結果

厚生労働省は、学生アルバイトを巡る労働条件や学業への影響等の現状及び課題を把握、適切な対策を講じる参考とするため、平成27年8月から同年9月にかけて、大学生、大学院生、短大生、専門学校生に対し、アルバイトに関する意識等調査を行いました。

調査目的：学生がアルバイトをする際、事業主の労働基準法違反等により不利益を被ったり、学業に支障を来したりといったことがあることから、学生のアルバイトの現状や課題等を把握し、厚生労働省として適切な対策を講じるための参考とするため。

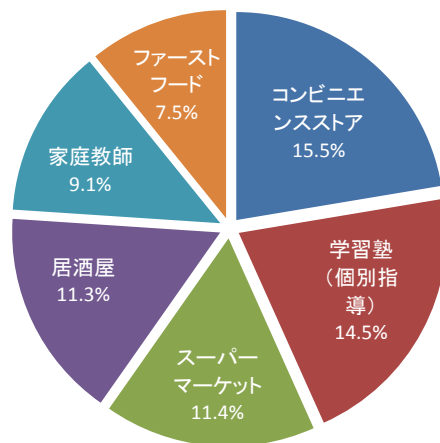
調査方法：インターネットにより、週1日以上 of アルバイトを3か月以上継続して行った経験を有する大学生等1,000人から、回答を得て、集計及び分析を実施した。
なお、1,000人が経験したアルバイトの延べ件数は、1,961件であった。

調査期間：平成27年8月27日から同年9月7日まで

1 業種等

対象者1,000人が経験したアルバイトの業種の割合は、右グラフの通りでした。

なお、1,000人が経験したアルバイトの延べ件数は1,961件でした（学生になじみのある求人情報誌等で使われている業種等から代表的なものを選定しアンケートを実施。）。



2 労働条件の明示

対象者1,000人が経験したアルバイト延べ1,961件のうち、労働条件を示した書面を交付されていないものが58.7%あり、そのうち働く前に口頭ですら具体的な説明がなかったものが全体の19.1%ありました。

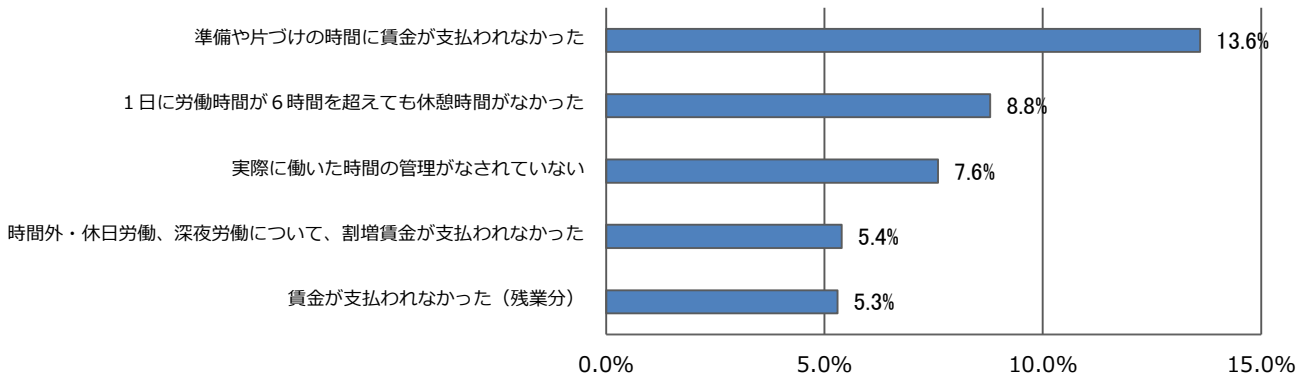
また、1,961件のうち48.2%が労働条件等で何らかのトラブルがあったと回答し、トラブルの中では、シフトに関するものが最も多いが、中には、賃金の不払いなど法律違反のおそれがあるものもありました。

※ 労働基準法第15条において、使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して、賃金、労働時間その他の労働条件（労働契約の期間に関する事項、就業の場所及び従事すべき業務に関する事項、所定労働時間を超える労働の有無に関する事項など）を書面により明示しなければならないとされています。

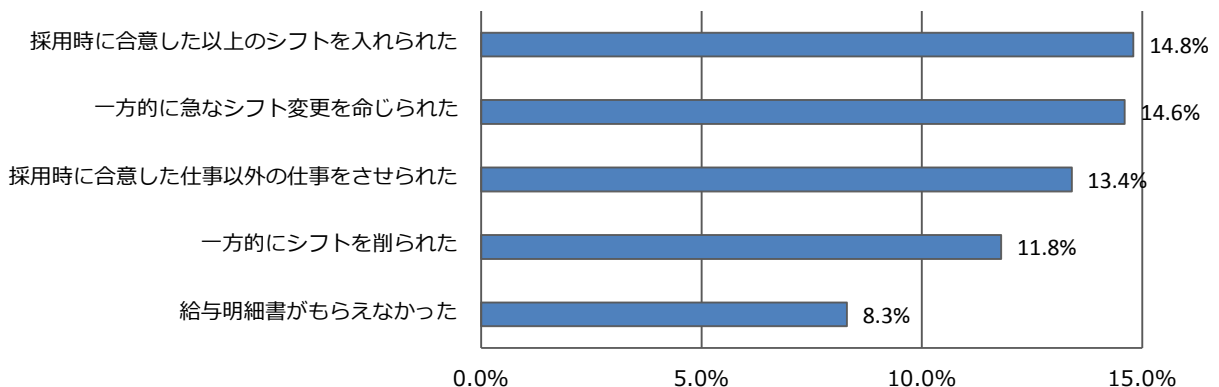
3 労働条件に関するトラブル

対象者1,000人が経験したアルバイト延べ1,961件のうち48.2%（人ベースでは60.5%）に何らかの労働条件上のトラブルがあったと回答しています。これを労働基準関係法令違反のおそれがあるものと、その他労使間のトラブルと考えられるものに分け、それぞれの主なものをあげると以下のとおりでした。

<労働基準関係法令違反のおそれがあるもの>



<その他労使間のトラブルと考えられるもの>



5 法定労働条件等の認識

対象者1,000人のうち、法定労働条件等で認識が低かったものは、いわゆる36協定の締結・届出（12.8%）で、解雇予告（21.4%）、減給制裁の制限（22.2%）、一方的な労働条件の引き下げ禁止（24.8%）となっています。

認識が高かったのは、最低賃金の支払（64.1%）、休憩時間の付与（56.5%）、労働条件の明示（47.5%）賃金の支払い（43.5%）となっています。

6 アルバイトと勉強の両立についての大学生等の意見（自由記載）

主な意見

- ・ シフトをもっと柔軟にするなどシフト上の配慮をしてほしい（特にテスト期間）
- ・ 使用者が学生の学業優先に対する理解を持ってほしい
- ・ 代替人材（主婦や高齢者等）の確保や十分な数のバイトを確保してほしい
- ・ 学生側が自分の条件をはっきりと主張し、時には断るべき
- ・ 自分でバイトの労働条件をよく調べ、自分の生活にあった仕事を見つけるべき